

令和5年度指導監査概要

令和6年8月



長崎県福祉保健部

はじめに

我が国は、少子高齢化の進行により、社会のさまざまな面で新たな転換期を迎えています。

特に、本県においては、離島や過疎地域が多いことから全国に先行して高齢化や人口減少が進み、社会構造や人々の暮らしの変化に伴う個人や世帯が抱える課題は複雑化・多様化しており、地域全体での支えあいがより一層必要となっています。そのため、県民の皆様が心豊かに安心して暮らし、社会参加していただくためには、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援策を講じることが重要であります。

本県では、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」を目指し、各種施策を積極的に推進していくこととしており、監査指導課においては、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化および福祉サービスの質の向上に資することを目的として指導監査を実施しております。

この監査概要は、令和5年度に実施した指導監査の結果の概要をとりまとめたものです。

令和5年度は、3,498の監査対象に対して、1,005件の定期指導監査のほか、運営上著しい問題が疑われる事業所等に対して14件の特別監査(令和4年度からの継続分1件を含む)を実施し、1件の行政処分と6件の行政指導を行いました。(その他、令和6年度への継続7件)

県としましては、引き続き不祥事案に対しては行政処分などの厳格な措置を行い、今後とも適正な運営と、よりよいサービスの提供が行われるよう指導に努めてまいります。

令和6年8月

長崎県福祉保健部長 新田 惇一

目 次

	頁
第1章 指導監査の概要	1
1. 一般監査の概要	1
2. 特別監査の概要	3
3. 指導監査の実績	4
4. 文書指摘の概況	4
第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項	6
1. 老人福祉施設等を主として運営する法人	6
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人	6
3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人	6
第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項	8
1. 老人福祉施設等の指摘事項	8
2. 児童福祉施設・女性自立支援施設（旧 婦人保護施設）の指摘事項	8
3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項	9
4. 介護保険施設・介護サービス事業所の指摘事項	9
5. 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の指摘事項	11
【資料】	
1. 令和5年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	13
2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	14
3. 令和5年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	15
4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	16
5. 令和5年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・介護サービス事業所）	17
6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・介護サービス事業所）	18
7. 令和5年度文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）	19
8. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）	20
9. 令和5年度の特別監査の状況	21
10. 介護報酬・自立支援給付費等の返還状況（平成14年度～令和5年度）	22
11. 令和6年度指導監査等実施方針	23

第1章 指導監査の概要

1. 一般監査の概要

令和5年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、中核市である長崎市及び佐世保市に所在する社会福祉施設・事業所等の指導監査については当該中核市が行い、また、各市に所在する社会福祉法人のうち当該市内のみで事業を行う法人の指導監査については当該市が行っています。

(1) 社会福祉法人（4頁、13頁参照）

111法人のうち、43法人（38.7%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は14法人（32.6%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は23件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【法人運営】

- ・評議員・評議員会に関すること（6件）
- ・定款に関すること（5件）

【管理】

- ・会計管理に関すること（6件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、引き続き指導していく必要があります。

(2) 社会福祉施設（4頁、15頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

578施設のうち、416施設（72.0%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は20.4%（85施設）で、指摘事項の件数は137件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では、

【経理事務】

- ・会計処理が不適切（2件）

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

- ・就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離（17件）
- ・災害等事故の防止対策が不十分（13件）

【職員処遇】

- ・給与、各種手当の支給が不適正（２２件）

【経理事務】

- ・工事、高額物品購入事務処理が不適切（１０件）

となっています。

このため、就業規則等の整備、災害等事故の防止対策、適正な会計処理等について、引き続き指導していく必要があります。

なお、障害者（児）福祉施設の指導監査は実施しておらず、特別監査を１施設に対し実施しました。

(3) 介護保険施設・介護サービス事業所（４頁、１７頁参照）

介護保険施設・介護サービス事業所については、１，４５０施設・事業所のうち、３０４施設・事業所（２１．０％）に対して運営指導を行いました。

指摘率は１０．２％（３１施設・事業所）で、指摘事項の件数は３９件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【人員に関する基準】

- ・職員の不足、必要な資格が無いなど（１７件）

【運営に関する基準】

- ・勤務体制の確保が不十分など（５件）

【介護報酬の算定及び取扱い】（１０件）

- ・各種加算の算定の誤り など

となっています。

このため、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護報酬の加算請求の適正化とともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスが提供されるよう、引き続き指導・助言していく必要があります。

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所（４頁、１９頁参照）

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所については、１，２９５事業所のうち、２１４事業所（１６．５％）に対して実地指導を行いました。

指摘率は５０．０％（１０７事業所）で、指摘事項の件数は２７０件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】

- ・虐待防止の対策が不十分（26件）
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分（25件）
- ・非常災害対策の不備（19件）

【介護給付費等の算定及び取扱い】（46件）

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ・加算対象とならないものを誤って算定 など

【設備に関する基準】

- ・設備、居室、病室などの不備（12件）
（設備の追加、用途変更について県へ変更届を未提出 など）

となっています。

このため、利用者支援を第一に考えた運営を求める必要があることから、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・開催、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し等について、引き続き指導・助言していく必要があります。

2. 特別監査の概要（21頁参照）

県民からの情報提供等により14件の特別監査を実施し、1件の行政処分と6件の行政指導を行いました。その他、令和6年度への継続が7件（うち5件については、令和6年7月までに4件の行政処分と1件の行政指導）となっています。

3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		111	43	38.7
法人計		111	43	38.7
老人福祉施設等		277	124	44.8
児童福祉施設（障害児施設を除く）		291	291	100.0
女性自立支援施設（旧 婦人保護施設）		1	1	100.0
児童福祉施設（障害児施設）		7	0	0.0
身体障害者施設（視聴覚障害者情報提供施設）		2	0	0.0
施設計		578	416	72.0
介護 保険 施設・ 事業所	介護保険施設（施設サービス）	118	29	24.6
	居宅サービス事業所	854	182	21.3
	介護予防サービス事業所	478	93	19.5
	計	1,450	304	21.0
障害 福祉 事業所	障害福祉サービス事業所	993	150	15.1
	障害児通所支援事業所	302	64	21.2
	計	1,295	214	16.5
法人・施設・事業所 合計		3,434	977	28.5
措 置 等 機 関	老人福祉関係市町	19	7	36.8
	児童福祉関係市町	19	10	52.6
	児童相談所（児童・障害）	4	2	50.0
	女性相談支援センター（旧 婦人相談所）	1	1	100.0
	障害福祉サービス関係市町	21	8	38.1
	計	64	28	43.8
総 合 計		3,498	1,005	28.7

監査対象数は、令和5年4月1日現在

4. 文書指摘の概況

指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、原則として文書指摘することとしています。

社会福祉法人は14法人に対して文書指摘（指摘率32.6%）を行い、指摘件数は23件です。前年度と比べると指摘率で30.6ポイント減少しています。

社会福祉施設は85施設に対して文書指摘（指摘率20.4%）を行い、指摘件数は137件です。前年度と比べると指摘率で2.0ポイント減少しています。

介護保険施設・介護サービス事業所は31施設・事業所に対して文書指摘(指摘率10.2%)を行い、指摘件数は39件です。前年度と比べると指摘率で4.8ポイント増加しています。

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所は107施設・事業所に対して文書指摘(指摘率50.0%)を行い、指摘件数は270件です。前年度と比べると指摘率で24.0ポイント減少しています。

(1) 社会福祉法人 ※13頁参照

区 分	老人福祉等法人	児童福祉等法人	障害者福祉等法人	計 ①
監査実施法人	26	13	4	43
文書指摘法人	6	6	2	14
指摘率(%)	23.1	46.2	50.0	32.6
指摘件数	7	11	5	23

(2) 社会福祉施設 ※15頁参照

区 分	老人福祉施設等	児童福祉施設(除く障害児)・女性自立支援施設(旧 婦人保護施設)	障害児施設・視聴覚障害者情報提供施設	計 ②
監査実施施設	124	292	0	416
文書指摘施設	4	81	0	85
指摘率(%)	3.2	27.7	0	20.4
指摘件数	4	133	0	137

(3) 介護保険施設・介護サービス事業所 ※17頁参照

区 分	施設サービス	居宅サービス	介護予防サービス	計 ③
監査実施施設・事業所	29	182	93	304
文書指摘施設・事業所	2	24	5	31
指摘率(%)	6.9	13.2	5.4	10.2
指摘件数	4	30	5	39

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所 ※19頁参照

区 分	障害福祉サービス	障害児通所支援	計 ④	合計 ①+②+③+④
監査実施事業所	150	64	214	977
文書指摘事業所	80	27	107	237
指摘率(%)	53.3	42.2	50.0	24.3
指摘件数	187	83	270	469

第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項（13頁参照）

1. 老人福祉施設等を主として運営する法人

本県が所管する老人福祉施設等を主として運営する法人は46法人であり、実地監査した法人数は26（実地監査率56.5%）です。このうち文書指摘した法人数は6（指摘率23.1%）です。

指摘件数は7件で、内訳は、評議員会、理事会などの法人運営に関することが5件、会計管理に関することが2件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

[理事会]

- ・評議員会の招集について、理事会の議決がなされていない。
- ・定款の必要的記載事項の変更手続きがなされていない。

[会計管理]

- ・計算書類に整合性がとれていない。

2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人

本県が所管する児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人は36法人であり、実地監査した法人数は13（実地監査率36.1%）です。このうち文書指摘した法人数は6（指摘率は46.2%）です。

指摘件数は11件で、内訳は評議員会、定款などの法人運営に関することが9件、会計管理に関することが1件、事業に関することが1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

[評議員・評議員会]

- ・評議員会の招集・運営が不適切である。（法令、定款の定めによる開催がなされていない。）

[会計管理]

- ・決算及び計算関係書類が不適切である。

3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人

本県が所管する障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人は29法人であり、実地監査した法人数は4（実地監査率13.8%）です。このうち文書指摘した法人数は2（指摘率50.0%）です。

指摘件数は5件で、内訳は、会計管理や資産管理などに関することが3件、定款や理事会などの法人運営に関することが2件となっています。

これら文書指摘した中で主なものは次のとおりです。

[会計管理]

- ・ 寄付金台帳が未整備。

[定款]

- ・ 実施していない事業を記載している。

[理事会]

- ・ 理事会で理事長及び業務執行理事の執行状況について報告していない。

第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項

1. 老人福祉施設等の指摘事項（15頁参照）

本県が所管する老人福祉施設等は、養護老人ホーム20、特別養護老人ホーム91、軽費老人ホーム・ケアハウス16、有料老人ホーム等150の計277であり、実地監査した施設数は124（実地監査率44.8%）です。

このうち文書指摘した施設数は4（指摘率3.2%）です。

指摘件数は4件で、内訳は、運営・管理関係で2件、経理事務関係で2件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[運営・管理]

- ・防火管理者の届出が出されていない。
- ・人員配置基準を満たしていない。

[経理事務]

- ・寄附金の一部計上漏れがある。
- ・決算額に一部計上漏れがある。

2. 児童福祉施設・女性自立支援施設（旧 婦人保護施設）の指摘事項（15頁参照）

本県が所管する児童福祉施設数（保育所、児童養護施設等）は291、女性自立支援施設（旧 婦人保護施設）は1であり、実地監査した施設数は292（実地監査率100.0%）です。

このうち文書指摘した施設数は81（指摘率27.7%）です。

指摘件数は133件で、内訳は、運営・管理関係で50件、経理事務関係で32件、児童処遇関係で23件、職員処遇関係で28件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[運営・管理]

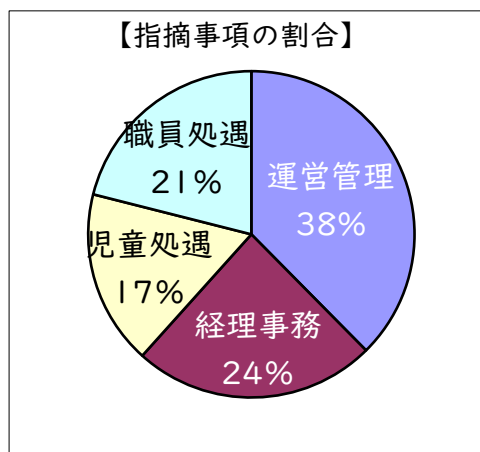
- ・早朝や夕方の保育士配置が基準を満たしていない。
- ・常勤の保育士が各組に1名以上配置されていない。
- ・通報訓練及び消火訓練が未実施の月がある。

[児童処遇]

- ・業務の質の評価が適切に実施されていない。

[職員処遇]

- ・就業規則が適正な内容に改正されていない。
- ・有給休暇が適切に付与されていない。
- ・保育士の給与格付けや昇給が適正になされていない。
- ・通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当の支給に誤りがある。



〔経理事務〕

- ・工事の発注や備品購入の際、経理規程に基づかない処理がある。
- ・予算の作成・執行が適正に行われていない。
- ・当期末支払残高が、当該年度の運営費収入の30%を超えている。

3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項

本県が所管する障害児施設及び視聴覚障害者情報提供施設数は9であり、4施設に対し
実地指導を計画していましたが、医療型障害児入所施設（1施設）で発生した不祥事案へ
の特別監査を優先したため、4施設への実地指導は実施できませんでした。

4. 介護保険施設・介護サービス事業所の指摘事項（17頁参照）

区 分	施 設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計
運営指導対象施設・事業所	118	854	478	1,450
運営指導実施施設・事業所 A	29	182	93	304
文書指摘を受けた施設・事業所 B	2	24	5	31
指摘率（B/A）	6.9	13.2	5.4	10.2
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数
【人員に関する基準】	3 件	13 件	1 件	17 件
【設備に関する基準】				0
【運営に関する基準】	1	8	3	12
【介護報酬の算定及び取扱い】		9	1	10
【その他】				0
合 計	4	30	5	39

(1) 介護保険施設（施設サービス）の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設70、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設5（令和5年度末で制度廃止）、介護医療院7の計118施設であり、運営指導した施設数は29（運営指導率24.6%）です。

このうち文書指摘した施設数は2（指摘率6.9%）です。

指摘件数は4件で、内訳は、人員に関する基準関係で3件、運営に関する基準関係で1件となっています。

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所の指摘事項

本県の所管する居宅サービス事業所は854事業所、介護予防サービス事業所は478事業所、合計1,332事業所であり、運営指導を行った事業所数は275（運営指導率20.6%）です。（内訳は次表のとおり）

居宅サービス事業所	対象数	実施数	介護予防サービス事業所	対象数	実施数
訪問介護	167	36			
訪問入浴介護	6	0	訪問入浴介護	6	0
訪問看護	74	18	訪問看護	74	18
通所介護	202	51			
通所リハビリテーション	114	12	通所リハビリテーション	113	12
短期入所生活介護	111	27	短期入所生活介護	107	26
短期入所療養介護	51	7	短期入所療養介護	51	7
特定施設入所者生活介護	35	9	特定施設入所者生活介護	33	8
福祉用具貸与	46	11	福祉用具貸与	46	11
福祉用具販売	48	11	福祉用具販売	48	11
計	854	182	計	478	93

このうち文書指摘した事業所数は29（指摘率10.5％）です。

指摘件数は35件で、内訳は、人員に関する基準関係で14件、運営に関する基準関係で11件、介護報酬の算定及び取扱い関係で10件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[人員に関する基準]

- ①職員の不足、必要な資格がないなど
- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
 - ・常勤・専従の管理者が配置されていない。
 - ・必要な数の看護職員が配置されていない。

[運営に関する基準]

- ①勤務体制の確保が不十分など
- ・管理者が、業務の実施状況の把握等、一元的に管理していない。
- ②運営規程の不備
- ・運営規程を策定していない。
 - ・利用料金が実態と異なる。
- ③非常災害対策の不備
- ・訓練が実施されていない。

[介護報酬の算定及び取扱い]

- ①初回加算の要件を満たしていない。
- ②サービス提供体制加算の要件を満たしていない。

5. 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の指摘事項（19頁参照）

区 分	障害福祉サービス	障害児通所支援	計
実地指導対象施設・事業所	993	302	1,295
実地指導実施施設・事業所 A	150	64	214
文書指摘を受けた施設・事業所 B	80	27	107
指摘率（B/A）	53.3	42.2	50.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件
【人員に関する基準】	3	6	9
【設備に関する基準】	7	5	12
【運営に関する基準】	130	59	189
【介護給付費の算定及び取扱い】	34	12	46
【その他】	13	1	14
合 計	187	83	270

本県が所管する障害福祉サービス事業所は993事業所、障害児通所支援事業所は302事業所、合計1,295事業所であり、実地指導を行った事業所数は214（実地指導率16.5%）です。（内訳は次表のとおり）

事業所の種類	対象数	実施数	事業所の種類	対象数	実施数
障害福祉サービス事業所	993	150	就労移行支援	25	1
居宅介護	127	10	就労継続支援A型	44	12
重度訪問介護	118	9	就労継続支援B型	181	42
共生型重度訪問介護	1	0	就労定着支援	7	2
行動援護	13	1	自立生活援助	4	0
同行援護	53	3	共同生活援助	115	15
短期入所	86	13	地域移行支援	24	3
療養介護	4	0	地域定着支援	24	3
生活介護	114	28	障害児通所支援事業所	302	64
共生型生活介護	6	0	児童発達支援	99	20
施設入所支援	29	7	放課後等デイサービス	171	38
自立訓練（生活訓練）	16	1	保育所等訪問支援	32	6
自立訓練（宿泊型）	2	0	計	1,295	214

このうち文書指摘した事業所数は107（指摘率50.0%）です。

指摘件数は270件で、内訳は、人員に関する基準関係で9件、設備に関する基準関係で12件、運営に関する基準関係で189件、介護給付費の算定及び取扱い関係で46件、その他14件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。（サービス事業別）

[居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護]

- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・給付費の算定及び取扱いが不適切である。

[生活介護]

- ・運営規程に不備がある。
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分である。
- ・給付費の算定及び取扱いが不適切である。

[就労継続支援A型・就労継続支援B型]

- ・勤務実績表の誤り、記載不足がある。
- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・給付費の算定及び取扱いが不適切である。

[児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援]

- ・虐待防止の対策が不十分である。
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分である。
- ・非常災害対策が不十分である。
- ・給付費の算定及び取扱いが不適切である。

【資料】

1. 令和5年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	法人計
指導監査対象法人数	46	36	29	111
指導監査実施法人数 (A)	26	13	4	43
文書指摘を受けた法人数 (B)	6	6	2	14
B/A	23.1%	46.2%	50.0%	32.6%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
I 法人運営	5	9	2	16
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	1	3	1	5
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。等				0
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	1	5		6
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まれなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等			1	1
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等		1		1
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	3			3
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。				0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等				0
II 事業	0	1	0	1
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。				0
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。				0
3 公益事業 ・適正に実施されているか		1		1
4 収益事業 ・適正に実施されているか				0
III 管理	2	1	3	6
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。				0
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等				0
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	2	1	3	6
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等				0
合 計	7	11	5	23

2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	前年度比 (%)
指導監査対象法人数	105	105	111	111	111	100.0
指導監査実施法人数 (A)	30	24	35	38	43	113.2
文書指摘を受けた法人数 (B)	8	8	20	24	14	58.3
B/A	26.7%	33.3%	57.1%	63.2%	32.6%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I 法人運営	5	14	28	43	16	37.2
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。 等	0	2	4	5	5	100.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。 等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。 等	1	6	10	14	6	42.9
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まれなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。 等	2	0	0	5	1	20.0
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。 等	0	1	1	3	1	33.3
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。 等	0	5	13	11	3	27.3
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人 の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	2	0	0	5	0	—
II 事業	0	1	2	7	1	14.3
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	1	1	3	0	0.0
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか。 ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	0	0	1	2	1	50.0
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	2	0	—
III 管理	13	4	16	17	6	35.3
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 等	1	0	3	1	0	0.0
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。 等	10	3	12	14	6	42.9
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別な利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。 等	2	1	1	2	0	—
合 計	18	19	46	67	23	34.3

3. 令和5年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	事業種別施設数			計
	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	
指導監査対象施設数	277	292	9	578
指導監査実施施設数 (A)	124	292	0	416
文書指摘を受けた施設数 (B)	4	81	0	85
指摘率 (B/A)	3.2	27.7	0	20.4
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 運営・管理	2	50	0	52
①就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離		17		17
②災害等事故の防止対策が不十分	1	13		14
③非常勤職員の雇用形態が不十分		2		2
④労働基準法に基づく届出なし		1		1
⑤その他	1	17		18
2. 入所者処遇	0	23	0	23
①入所者の預り金の管理、取扱いが不十分				0
②遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切				0
③入所者の健康管理が不十分		4		4
④適切な給食の提供等が不十分		3		3
⑤その他		16		16
3. 職員処遇	0	28	0	28
①給与規程が不備、実態と乖離等		4		4
②勤務体制の整備が不十分				0
③給与・各種手当の支給が不適正		22		22
④退職共済制度への加入が不適切				0
⑤その他		2		2
4. 経理事務	2	32	0	34
①会計処理が不適切	2	2		4
②工事、高額物品購入事務処理が不適切		10		10
③繰入金の処理が不適切				0
④会計責任者等への辞令なし				0
⑤その他		20		20
合 計	4	133	0	137

4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	584	585	581	582	578	99.3
指導監査実施施設数 (A)	490	447	438	428	416	97.2
文書指摘を受けた施設数 (B)	82	121	132	96	85	88.5
指摘率 (B/A)	16.7%	27.1%	30.1%	22.4%	20.4%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 運営・管理	51	52	85	62	52	83.9
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	8	3	28	14	17	121.4
② 災害等事故の防止対策が不十分	4	10	17	15	14	93.3
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	3	0	3	0	2	—
④ 労働基準法に基づく届出なし	4	2	2	1	1	100.0
⑤ その他	32	37	35	32	18	56.3
2. 入所者処遇	19	30	60	32	23	71.9
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	4	1	3	0	4	—
④ 給食の提供が不十分	8	3	4	3	3	100.0
⑤ その他	7	26	53	29	16	55.2
3. 職員処遇	30	89	66	16	28	175.0
① 給与規程が不備、実態と乖離等	4	15	12	4	4	100.0
② 勤務体制の整備が不十分	1	0	0	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	19	63	42	10	22	220.0
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	2	0	0	0	—
⑤ その他	6	9	12	2	2	100.0
4. 経理事務	42	58	38	55	34	61.8
① 会計処理が不適切	16	25	15	16	4	25.0
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	4	9	6	16	10	62.5
③ 繰入金金の処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	2	0	0	0	0	—
⑤ その他	20	24	17	23	20	87.0
合 計	142	229	249	165	137	83.0

5. 令和5年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・介護サービス事業所）

区 分	施 設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計
運営指導対象施設・事業所数	118	854	478	1,450
運営指導実施施設・事業所数 (A)	29	182	93	304
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	2	24	5	31
指摘率 (B/A)	6.9%	13.2%	5.4%	10.2%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	3	13	1	17
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	3	13	1	17
2. 設備に関する基準	0	0	0	0
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0
3. 運営に関する基準	1	8	3	12
① 内容・手続きの説明・同意が不十分		1		1
② サービス提供の記録などの不備				0
③ 利用料の受領に関する不備				0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など				0
⑤ 運営規程の不備		2	1	3
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	2	2	5
⑦ 重要事項等の掲示が不十分				0
⑧ 衛生管理が不十分				0
⑨ 個人情報取扱の不備など				0
⑩ 苦情解決体制が不十分など				0
⑪ 事故発生時の対策が不十分				0
⑫ 会計処理区分が不明確など				0
⑬ 非常災害対策の不備		2		2
⑭ その他		1		1
4. 介護報酬の算定及び取扱い		9	1	10
5. その他	0	0	0	0
合 計	4	30	5	39

6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・介護サービス事業所）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,483	1,441	1,445	1,433	1,450	101.2
運営指導実施施設・事業所数 (A)	477	232	235	438	304	69.4
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	14	7	14	25	31	124.0
指摘率 (B/A)	2.9%	3.0%	6.0%	5.7%	10.2%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	8	0	13	27	17	63.0
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	8	0	13	27	17	63.0
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	—
3. 運営に関する基準	9	7	10	13	12	92.3
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	1	0	0	0	1	—
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	0	0	0	—
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	5	4	7	10	0	—
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	0	3	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	1	1	2	5	250.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	1	0	2	0	0	—
⑨ 個人情報取扱いの不備など	1	0	0	0	0	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	0	—
⑫ 会計処理区分が不明確など	0	0	0	0	0	—
⑬ 非常災害対策の不備	0	0	0	1	2	200.0
⑭ その他	0	1	0	0	1	—
4. 介護報酬の算定及び取扱い	5	5	1	8	10	125.0
5. その他	0	1	0	0	0	—
合 計	22	13	24	48	39	81.3

7. 令和5年度文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）

区 分	障害福祉 サービス事業所	障害児通所 支援事業所	計
実地指導対象施設・事業所数	993	302	1,295
実地指導実施施設・事業所数 (A)	150	64	214
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	80	27	107
指摘率 (B/A)	53.3%	42.2%	50.0%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	3	6	9
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	3	6	9
2. 設備に関する基準	7	5	12
① 設備、居室、病室などの不備	7	5	12
3. 運営に関する基準	130	59	189
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	6	0	6
② サービス提供の記録などの不備	6	0	6
③ 利用料の受領に関する不備	16	0	16
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	16	0	16
⑤ 運営規程の不備	4	7	11
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	7	8
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	4	4
⑧ 衛生管理が不十分	0	0	0
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	2	2
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	2	0	2
⑫ 会計処理区分が不明確など	1	2	3
⑬ 非常災害対策の不備	10	9	19
⑭ その他	68	28	96
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	13	4	17
(2) 虐待防止の対策が不十分	15	11	26
(3) 身体拘束等適正化のための対策が不十分	16	9	25
(4) その他	24	4	28
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	34	12	46
5. その他	13	1	14
合 計	187	83	270

8. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所）

区 分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	前年度比 (%)
指導監査対象施設・事業所数	1,095	1,123	1,143	1,143	1,295	113.3
指導監査実施施設・事業所数 (A)	392	241	188	319	214	67.1
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	309	165	107	236	107	45.3
指摘率 (B/A)	78.8%	68.5%	56.9%	74.0%	50.0%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	24	18	3	1	9	900.0
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	24	18	3	1	9	900.0
2. 設備に関する基準	10	0	0	4	12	300.0
① 設備、居室、病室などの不備	10	0	0	4	12	300.0
3. 運営に関する基準	760	332	173	634	189	29.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	15	6	5	14	6	42.9
② サービス提供の記録などの不備	15	15	23	12	6	50.0
③ 利用料の受領に関する不備	22	9	5	7	16	228.6
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	1	0	3	16	533.3
⑤ 運営規程の不備	136	63	37	62	11	17.7
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	46	30	17	33	8	24.2
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	16	4	2	2	4	200.0
⑧ 衛生管理が不十分	44	9	1	20	0	—
⑨ 個人情報取扱いの不備など	17	4	2	5	2	40.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	5	4	3	3	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	2	4	6	7	2	28.6
⑫ 会計処理区分が不明確など	45	16	9	32	3	9.4
⑬ 非常災害対策の不備	97	32	16	70	19	27.1
⑭ その他	300	135	47	364	96	26.4
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	82	65	17	30	17	56.7
(2)虐待防止の対策が不十分				139	26	18.7
(3)身体拘束等適正化のための対策が不十分				107	25	23.4
(4)その他	218	70	30	88	28	31.8
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	153	107	52	62	46	74.2
5. その他	74	21	8	27	14	51.9
合 計	1,021	478	236	728	270	37.1

9. 令和5年度の特別監査の状況

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
5年2月～5月	就労継続支援A型 就労継続支援B型	身体的虐待、人員基準違反 改善指導後の未改善	<障害者総合支援法> 令和5年9月8日付で 改善勧告
5年4月～5月	特別養護老人ホーム	身体的虐待	<老人福祉法> 令和5年6月2日付で 改善勧告
5年4月～5月	介護老人福祉施設	身体的虐待	<介護保険法> 令和5年6月2日付で 改善勧告
5年4月～6月	生活介護	身体的虐待	<障害者総合支援法> 令和5年8月7日付で 改善勧告
5年8月～10月	医療型障害児入所施設 短期入所	身体的虐待、心理的虐待	<児童福祉法及び障害者 総合支援法> 令和5年10月27日付で 改善勧告
5年9月	特定（介護予防）福祉用具 販売	不正請求	<介護保険法> 令和5年12月27日付で 全部効力の停止 （12月27日～3月間）
5年10月～6年1月	就労継続支援A型	不正経理	<社会福祉法及び障害者 総合支援法> 令和6年3月19日付で 改善勧告
5年10月～6年3月 （令和6年度へ継続）	通所介護	不正請求	<介護保険法> 令和6年5月30日付で 一部効力の停止 （6月1日～6月間）
5年10月～6年3月 （令和6年度へ継続）	通所リハビリテーション	不正請求	<介護保険法> 令和6年5月30日付で 一部効力の停止 （6月1日～3月間）
5年12月～6年1月 （令和6年度へ継続）	有料老人ホーム （住宅型）	身体的虐待、心理的虐待、 介護・世話の放棄・放任	<老人福祉法> 令和6年7月16日付で 改善勧告
5年12月～6年6月 （令和6年度へ継続）	通所介護	身体的虐待、心理的虐待、 介護・世話の放棄・放任、 不正請求、虚偽報告・答弁	<介護保険法> 令和6年7月16日付で 指定取消し（7/31）
6年2月～6年4月 （令和6年度へ継続）	就労継続支援B型	人員基準違反、不正請求	<障害者総合支援法> 令和6年4月26日付で 指定取消し（4/26）

※令和6年度への継続事業は、上記のほか2件あり。

10. 介護報酬・自立支援給付費等の返還状況(直近10年間)

※運営指導及び監査の結果、返還(過誤調整含む)指導したもの

	介護保険介護報酬		障害者自立支援給付費 障害児通所給付費	
	事業所数	返還額(千円)	事業所数	返還額(千円)
26年度	25	26,143	24	11,044
27年度	20	10,301	56	50,686
28年度	12	7,503	48	64,786
29年度	11	11,494	32	39,535
30年度	7	11,328	34	34,755
元年度	6	7,182	74	104,498
2年度	8	27,856	41	46,339
3年度	5	2,244	23	26,491
4年度	5	2,269	34	80,948
5年度	8	7,231	9	33,114
計	107	113,551	375	492,196

11. 令和6年度指導監査等実施方針

(令和6年5月13日 R06-04730-00180 長崎県福祉保健部長)

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

法人監査については国が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」、施設監査については国が示す施設種別毎の指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、以下のとおり定める。

また、法令、定款及び施設種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行い、法人・施設運営の適正化、施設福祉（支援）サービスの向上に資するものとなるよう実施する。

なお、「事前提出資料」により、法人・施設がその運営状況の自主点検を行うよう指導する。

(1) 法人の健全な運営の確保

施設の運営は、これを設置運営する法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、施設の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

① 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実

- ・評議員及び役員を選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適切な審議のもと決議されているか。
- ・監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、監査の充実に努めているか。
なお、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」等を活用した監査が行われているか。

② 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）

③ 適正な会計処理

- ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

(2) 施設の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、施設の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 火災、風水害、地震等の防災体制（特に、夜間の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害・原子力災害）の策定状況
- ② 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況
- ③ 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用
- ④ 会計の関係通知に準拠した事務処理
 - ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。
- ⑤ 基準改正等に伴う取組等の実施状況（児童関係：通園バスブザー等の設置）（老人・障害者関係：業務継続計画の策定、医療機関との連携体制の構築等）

(3) 職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- ② 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ③ 社会福祉施設における職員処遇等の改善指導

(4) 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など施設運営の実態をより正確に把握するため、従業者等への施設運営状況の徴取や施設内巡回による確認を行うこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 入所者の虐待の防止及び人権侵害等の防止（指針整備及び措置の実施状況の確認、事案の有無など従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）

- ② 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践
- ③ 感染症や事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応

(5) 施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設等の整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- ② 適正な工事契約の締結
- ③ 工事代金の適正支出

(6) 不祥事案につながりやすい事項の監査の徹底

- ① 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、職員住居費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- ② 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ③ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- ④ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- ⑤ 架空の（或いはほとんど勤務実態がない）給与・賃金・時間外手当等の支払いはないか
- ⑥ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、特定の業者に発注が集中していないか
- ⑦ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

2. 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、子ども・女性・障害者支援センター）の指導
実施機関においては、給付費等の支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえるとともに、前年度までの指導結果等を勘案し、重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）
- ② 適正な施設入所管理事務の確保

3. 指定介護サービス事業者等の指導監査

介護保険制度の健全かつ適正な運営を図る観点から、法令等に基づく適正な事業実施を確保するため、「長崎県介護保険施設等指導要綱」により、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止（利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認・指針整備及び措置の実施状況の確認）
- ② 一連のケアマネジメントプロセス
- ③ 消防設備の整備、消防計画や風水害・地震等の災害対処計画の策定状況及び訓練等の実施状況
- ④ 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況
- ⑤ 事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の対応
- ⑦ 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- ⑧ 介護報酬の算定（報酬改定に伴う適用誤り、各種加算及び減算等）
- ⑨ 基準改正に伴う取組等の実施状況（業務継続計画の策定、医療機関との連携体制の構築等）

4. 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査

障害者及び障害児の福祉の増進を図る観点から、障害者総合支援法等に基づく適正な事業実施を確保するため「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」及び「長崎県指定障害児通所支援等事業者等指導要綱」により、障害福祉サービス及び相談支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」及び「長崎県指定障害児通所支援等事業者等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 虐待及び人権侵害の防止（指針整備及び措置の実施状況の確認、事案の有無など従業員や利用者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者預り金の不正管理等の防止
- ③ 消防設備の整備、消防計画や風水害・地震等の災害対処計画の策定状況及び訓練等の実施状況

- ④ 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況
- ⑤ 事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 給付費の算定（報酬改定に伴う適用誤り、各種加算及び減算等）
- ⑦ 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- ⑧ 基準改正等に伴う取組等の実施状況（業務継続計画の策定、医療機関との連携体制の構築等）

5. 指導監査結果の通知及び問題等を有する法人・施設等に対する重点指導

- ① 指導監査の結果については、指導監査実施日から概ね1か月以内に法人・施設等に通知し（指導監査時の口頭指導を含む）、文書指摘事項については、期限を付して是正状況を報告させるものとする。
- ② 問題等を有する法人・施設等に対しては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。

また、不祥事案については、2週間以内に特別監査に着手し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。

なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

6. 指摘事項に対する改善状況の確認の徹底

- ① 文書指摘事項については、上記5の①の報告内容の確認を徹底する。
特に、返還を伴う事案については、関係市町村への状況確認等も実施する。
- ② その後の指導監査等において、改善していない法人・施設等には、顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。

なお、それでも改善されない場合は、原則として、改善命令等を行う。